

議案第43号

西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山象三

(理由)

公示送達における公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとれるよう、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例及び西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正)

第1条 西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例（平成17年西脇市条例第144号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|-----------------------|---|--|---|--|---|
| 第12条 (公示送達) (略) | 2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けようとする者の氏名及び市長がその書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによつてする。 | 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨を西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）に規定する掲示場に掲示して行う。 | 3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。 | 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。 | |

(西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例（平成17年西脇市条例第145号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|-----------------------|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 第12条 (公示送達) (略) | 2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けようとする者の氏名及び市長がその書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによつてする。 | 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨を西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）に規定する掲示場に掲示して行う。 | 3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して7日 | 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、 | |

を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

書類の送達があったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。